港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）

中間年度改定版（素案）

Minato City General Waste Management Plan (Draft)

令和８（2026）年 10 月

港 区

目次

第１章　計画の概要と策定の背景.....1
１　計画の概要.....1
（１）　計画改定の背景.....1
（２）　計画の位置付け.....3
（３）　計画期間.....4
２　港区の概況.....4
（１）　人口・世帯の状況.....4
（２）　事業所・産業の状況.....6
（３）　これまでの資源・ごみ量の推移.....7
第２章　ごみ処理基本計画.....8
１　基本理念・基本方針.....8
（１）基本理念.....8
（２）基本方針.....9
２　資源・ごみの現状と課題.....10
（１）　区のこれまでの取組.....10
（２）　取組の達成状況.....19
（３）　区が収集した資源・ごみの処理の流れ.....24
（４）　清掃リサイクル事業に関わるコスト.....25
（５）　分別区分.....26
３　計画後期に向けた数値目標.....27
４　目標達成に向けた取組.....30
（１）　事業系ごみの発生抑制.....30
（２）　プラスチックの使用抑制と資源循環.....32
（３）　食品ロスの削減（港区食品ロス削減推進計画）.....34
（４）　資源回収の拡大.....40
（５）　持続可能な集団回収制度の構築.....42
（６）　安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善.....44
（７）　災害等への対応力の向上.....46
（８）　効果的な普及・啓発と環境学習の充実.....47
５　計画の進行管理.....50
第３章　生活排水処理基本計画.....51
１　生活排水処理の現状.....51
２　生活排水処理基本計画.....52
（１）　収集・運搬及び処分計画.....52
（２）　事業者処理責任の徹底.....52

参考資料……53
1　関係条例……53
2　諮問・答申……67
3　環境審議会委員名簿・審議会経過……101
4　ごみの発生量及び処理量の見込み（将来推計）……102
5　用語集……112

第１章　計画の概要と策定の背景

１　計画の概要

（１）　計画改定の背景

区は、令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」に基づき、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画が見直されるなど、区の一般廃棄物処理を取り巻く状況は変化しています。

① 区の人口動向

港区では当面の間、人口増加が続くと予測されており、令和 16（2034）年には 30 万人を超える推計となっています（港区人口推計（令和８年３月））。このような人口増加や都市活動の活発化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物量の増加や、多様化する排出ニーズへの対応が求められることが想定されます。

② 資源循環型社会の実現に向けた動き

国においては、令和６（2024）年８月に「循環型社会形成推進基本計画」を見直し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付け、資源生産性や循環利用率の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野（回収、再資源化など）にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

③ 食品ロスの削減に向けた取組

令和７（2025）年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスに関して削減目標が引き上げられたほか、地方公共団体での食品ロス削減の取組の横展開や未利用食品の寄附の支援等、新たな施策が盛り込まれました。

また、区が実施した「令和７年度ごみ排出実態調査（以下「排出実態調査」という。）」においては、可燃ごみ中に未だ未利用食品などが含まれていることから、引き続き、家庭や店舗における食品ロス対策を実施していくことが求められています。

④ 自然災害への対応

近年発生した自然災害では、大量の災害廃棄物の発生により処理体制が逼迫し、被災地の早期復旧・復興や住民生活の再建に支障を来した事例もみられています。今後、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、平時からの体制整備や関係機関との連携強化を進め、災害時における迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実現するため、対策の実効性を一層高めていく必要があります。

⑤ ＤＸの進化

ごみの削減や資源・ごみ収集の現場における多様かつ複雑な課題に対し、ＩｏＴやＡＩなどの先端技術を効果的に活用することで、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

◆ コラム ◆

■ ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標です。令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念に、経済・社会・環境の三つの側面のバランスがとれた社会をめざしています。

区は、令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」において、海洋プラスチック問題や食品ロスへの対応、災害時の適正な廃棄物処理など、ＳＤＧｓに密接に関わる取組を強化し、12 の数値目標の達成を通じてＳＤＧｓの目標達成に貢献することを掲げてきました。

本計画では、この考え方を引き継ぎ、基本理念「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」のもと、各取組をＳＤＧｓの視点から整理しています。

本計画と関連の深いSDGsのゴールと廃棄物分野での取組



食品ロスを削減し、社会全体での食料・エネルギー損失を減少させます。



製造・消費それぞれの段階で発生する廃棄物の発生抑制の徹底、再利用・再生利用の促進により、持続可能な生産消費形態を確保します。



安定的・効率的なごみ処理を維持・継続し、全ての人々の健康的で快適な生活を確保します。



気候変動及びその影響を軽減するため、ごみの減量や資源化の促進により、ごみ処理の効率化や温室効果ガスの削減に努めます。



ごみの減量や資源化についての情報発信や学びの場の提供をとおして、幅広い世代でごみ問題への理解を深めます。



ごみの発生抑制・適正処理をとおして、海洋プラスチック問題による海洋・海洋資源への影響を防ぎます。



ごみの減量と資源化の促進により消費と生産における資源効率を改善させ、持続可能な経済成長と環境保全の両立をめざします。



ごみの発生抑制・適正処理をとおして、陸域生態系の保全・回復・持続可能な利用をめざします。



事業者に対して資源利用効率向上を働きかけ、持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図ります。



区民・事業者・区のパートナーシップを推進し、ごみの減量・資源化の目標達成をめざします。



安全で快適な暮らしを維持するため、適正かつ強靭な廃棄物処理体制を構築します。

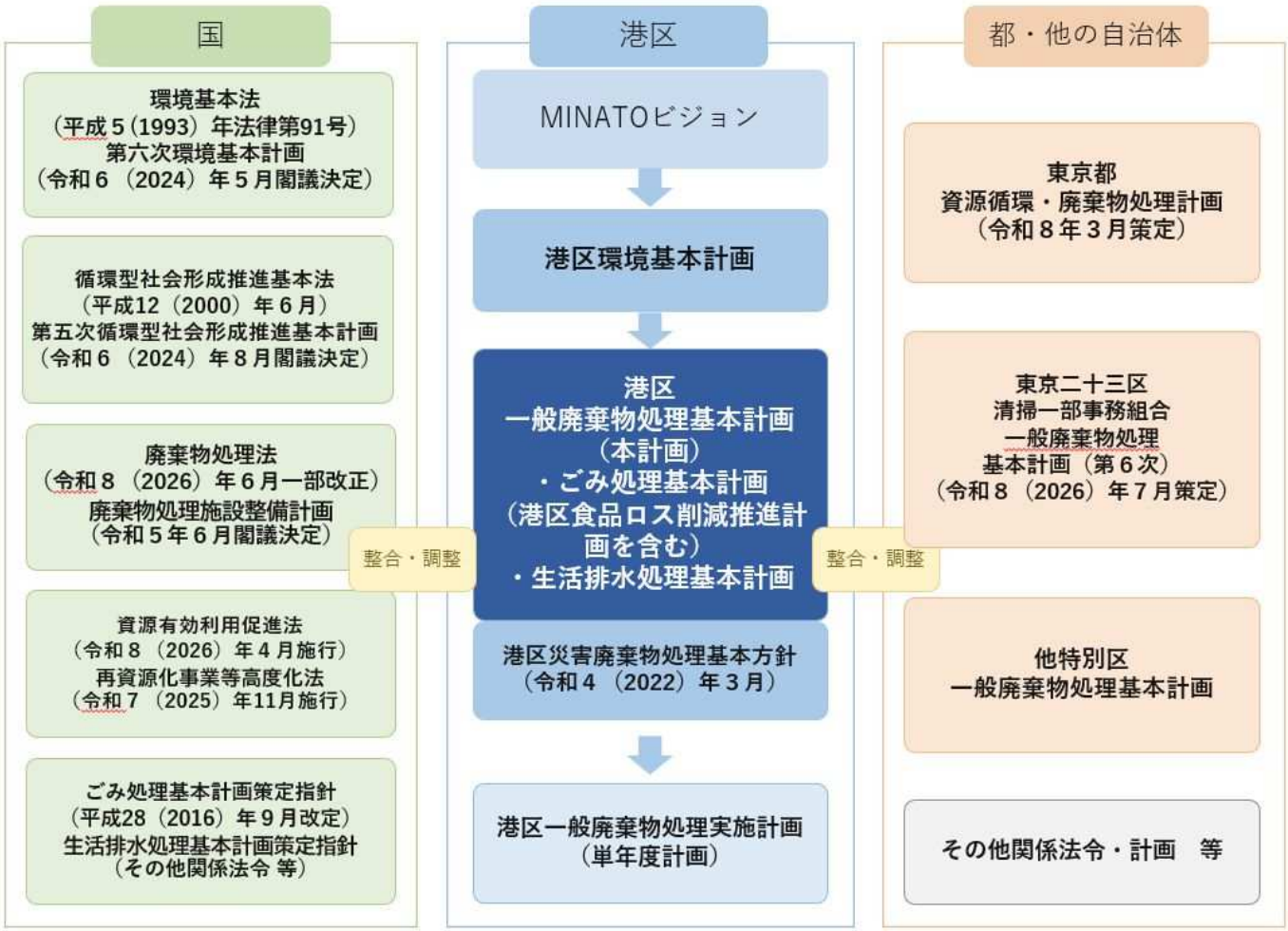
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

（２）　計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区内で発生する一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

本計画の策定に当たっては、国の「環境基本計画」「循環型社会形成推進基本計画」「廃棄物処理施設整備計画」及び「ごみ処理基本計画策定指針」等を踏まえるとともに、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」との整合を図ります。また、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」や、上位計画である「港区環境基本計画」等の関連計画と連携し、区の環境施策、まちづくり、防災、福祉、地域活動等と一体的に取組を進めるものです。

本計画は、区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、日常生活や事業活動の中でごみの発生抑制、資源の分別・循環利用、適正排出に取り組むための共通の指針となるものです。今後は、本計画に基づき、循環型社会及び脱炭素社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。



（３）　計画期間

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年９月）」によれば、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は計画の中間年度に当たることから、近年の一般廃棄物処理を取り巻く状況を踏まえて、必要な見直しを行うものです。

計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

なお、本計画の改定に当たり、令和７年度に「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）を実施し、区民や区内事業者にアンケート調査等を行いました。また、集積所に排出されたごみ質やごみ量を調査・分析する「排出実態調査」も同時に実施しています。

２　港区の概況

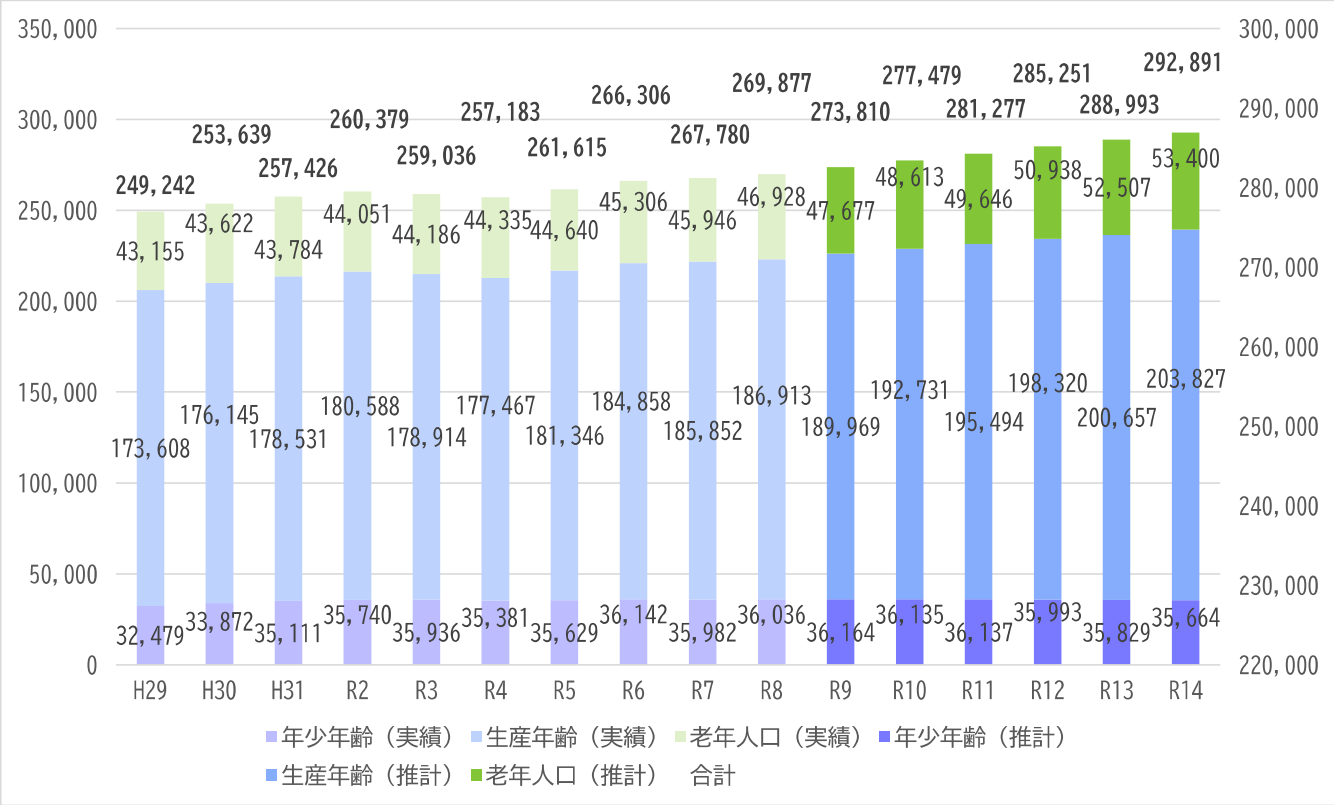
（１）　人口・世帯の状況

港区の人口は、長期的に増加傾向で推移しています。住民基本台帳に基づく各年１月１日現在の人口では、平成７（1995）年から平成８（1996）年にかけて 15 万人を下回ったものの、その後は高層住宅の供給や交通利便性の高さ、業務・商業機能の集積などを背景に人口回復が進み、近年も増加基調が続いています。特に、港区は昼間人口が多い業務・商業地域であると同時に、居住地としての機能も高まっており、生活系ごみの排出量や資源回収量に影響を及ぼす基礎的要因として、人口動向を継続的に把握することが重要です。

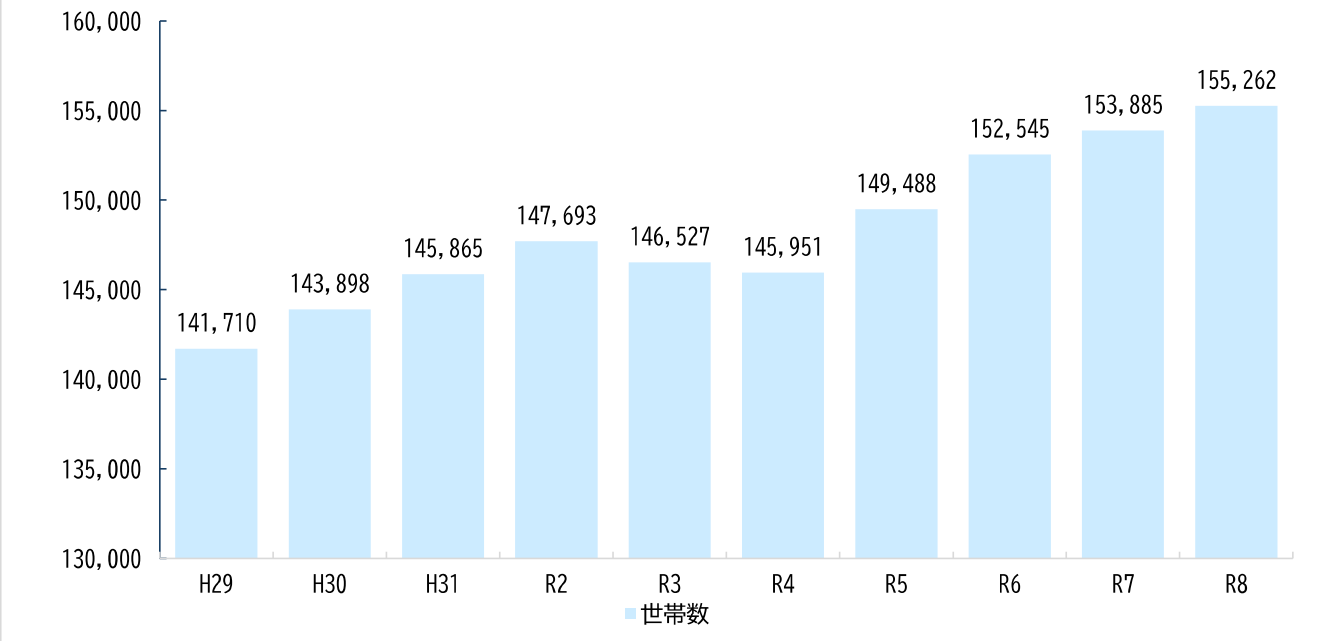
世帯数についても人口と同様に増加傾向にあり、単身世帯や少人数世帯の増加がうかがえます。世帯数の増加は、ごみの排出単位の増加につながるため、人口一人当たりの排出量が減少した場合でも、区全体の収集・処理量が必ずしも減少しない要因となります。

また、集合住宅の増加やライフスタイルの多様化により、集積所の管理、分別ルールの周知、資源回収方法の分かりやすさなど、地域特性に応じたきめ細かな対応が求められます。

今後は、人口・世帯数の増加傾向を踏まえ、発生抑制と分別徹底を一層進めるとともに、増加する居住者や転入者にも伝わりやすい周知・啓発を行うことが必要です。



（出典：港区人口推計（令和８年３月））



（出典：区ホームページ　各年１月１日現在の人口・世帯数）

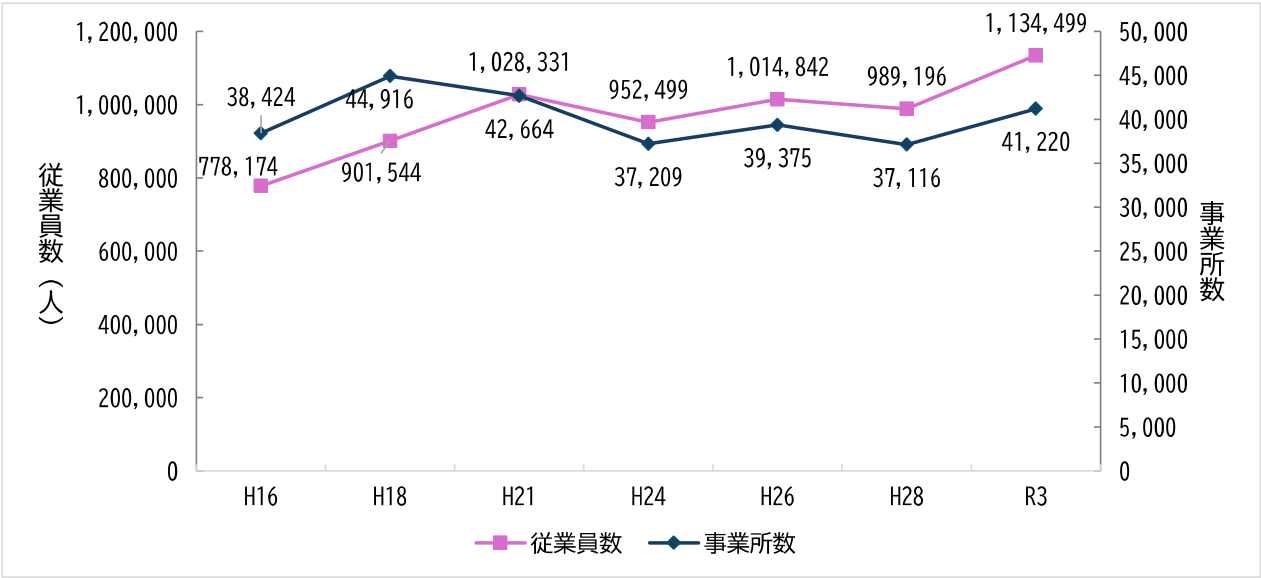
（２）　事業所・産業の状況

港区は、都心部に位置し、業務、商業、宿泊、飲食、情報通信、金融、専門サービスなど多様な都市機能が高度に集積している地域です。令和３年経済センサス－活動調査によると、港区の事業所数は総数で４万１千事業所を超え、従業者数は１００万人を上回っており、夜間人口に比べて昼間の活動人口が非常に多いことが特徴です。特に、芝地区、麻布地区、赤坂地区などでは、オフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設が集積しており、区民の日常生活に伴うごみだけでなく、事業活動に伴うごみの発生が大きい地域構造となっています。

このような産業構造は、港区のごみ排出特性にも大きく影響しています。事業所や従業者が多いことから、紙類、食品廃棄物、容器包装、プラスチック類など、事業系ごみの発生量が多くなりやすく、排出事業者による発生抑制、分別の徹底、資源化の推進が重要です。

また、飲食店や宿泊施設が多い地域では、食品ロス削減や生ごみの適正処理、繁華街における不適正排出対策など、業種や地域の特性に応じた取組が求められます。

今後は、事業者の自己処理責任を基本としつつ、区による指導・啓発や優良事例の共有、再利用計画書等を活用した取組の実効性向上により、事業系ごみの減量と資源循環を一層進めていく必要があります。

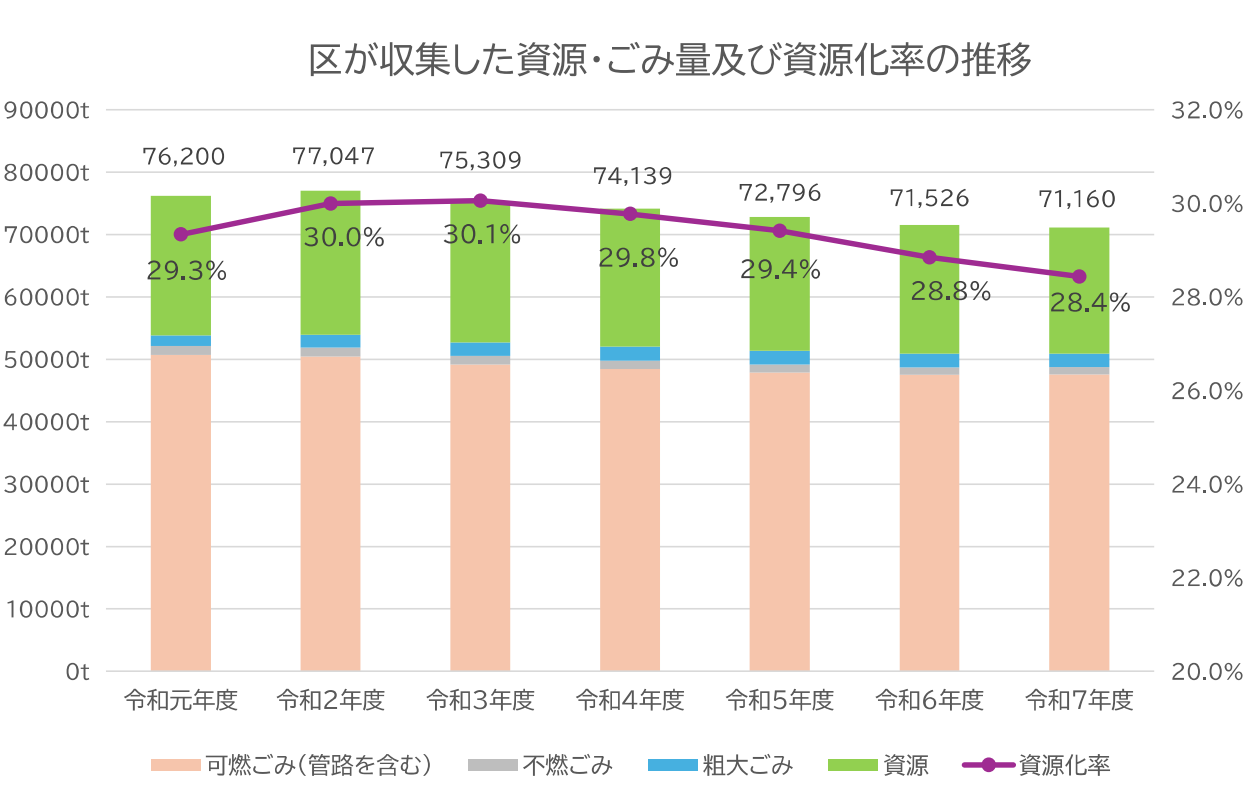


（区ホームページ　町丁目別事業所数及び従業者数）

（３）　これまでの資源・ごみ量の推移

区収集可燃ごみ量は減少傾向ですが、人口が増加傾向のため、排出量の減少は緩やかになっています。人口・世帯数が増加する中で、区収集ごみの総量を抑制するためには、可燃ごみとして排出されているものの中から、資源化や発生抑制が可能なものを着実に減らしていくことが重要です。

資源化率についても、減少傾向となっていることから、区収集ごみの減量に向けては、可燃ごみ中に含まれる資源の分別徹底に加え、食品ロス削減、使い捨てプラスチックの使用抑制、資源プラスチックの適正排出等を進める必要があります。



第２章　ごみ処理基本計画

1　基本理念・基本方針

（1）基本理念

近年、資源制約の深刻化、気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景として、社会全体で、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした経済活動や生活様式を見直し、資源を循環的に利用する持続可能な社会へ転換していくことが求められています。

港区においても、人口や世帯数の増加、生活様式の多様化、事業活動や来街者の回復などにより、ごみや資源の排出状況は変化しています。また、可燃ごみの中には、紙類やプラスチック類など、本来資源として活用できるものが含まれている状況もみられ、ごみの発生抑制と分別・資源化の徹底が引き続き重要な課題となっています。

こうした課題に対応するためには、区民、事業者、区がそれぞれの役割を理解し、日常生活や事業活動の中で、ごみを出さない工夫、資源を正しく分ける行動、環境に配慮した選択を積み重ねていくことが必要です。区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者としての責任に基づき、ごみの発生抑制、再使用、再資源化、適正排出に主体的に取り組むことが求められます。

区は、安定的かつ適正な廃棄物処理体制を確保するとともに、区民及び事業者の取組を支援し、分かりやすい情報発信、環境学習、事業者への指導・啓発、資源回収の仕組みの充実などを通じて、資源循環の一層の推進を図ります。

前期計画において掲げた「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を、区民・事業者とともに推進する」という考え方は、現在の社会情勢においても、本区の廃棄物行政の基本となるものです。一方で、港区はゼロカーボンシティの実現をめざしており、ごみの減量や資源循環の取組も、脱炭素社会の実現に資する重要な取組として位置付ける必要があります。

このため、本計画では、前期計画の理念を継承しつつ、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への考え方の発展を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会をめざして

循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します。

（２）基本方針

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、現行の基本方針についても以下のとおり継承します。

基本方針１
「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

区では、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的な回収や食品ロス削減に向けた普及啓発など、ごみの減量と資源循環を進める取組を展開してきました。これらの取組により、23 区でも高い水準の資源化率を維持するとともに、家庭から出るごみの削減に向けた取組を進めてきました。

一方で、基礎調査や排出実態調査では、家庭ごみの中に紙類やプラスチック類などの再資源化可能な資源が混入している状況が確認されており、資源化率の向上には、適正な分別・排出の徹底が不可欠です。また、食品ロスについても依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の継続・強化が必要です。

区民一人ひとりが、港区の資源循環を支える担い手であることを意識し、ごみの発生抑制、食品ロスの削減、資源の適正な分別・排出に取り組むことで、循環型社会・脱炭素社会の実現につなげていきます。区は、分かりやすい情報提供、普及啓発、環境学習の充実を通じて、区民の主体的な行動を支援し、「区民の参画と協働による３Ｒの推進」に取り組みます。

基本方針２
「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

区内で発生するごみのうち、事業活動に伴って排出される事業系ごみが大きな割合を占めています。近年は、事業活動や来街者の回復に伴い、清掃工場等へ持ち込まれるごみ量が増加する傾向にあり、事業者による発生抑制と資源化の取組が一層重要となっています。

排出実態調査では、事業系ごみの中に紙類が多く含まれており、分別の徹底により資源化を進める余地があります。また、飲食店や宿泊施設等から発生する食品廃棄物、容器包装、使い捨てプラスチックなどについても、発生抑制や再資源化を進める必要があります。

区は、これまで大規模建築物に対する再利用計画書の提出義務や立入指導等を通じて、事業系ごみの減量と資源化を促進してきました。今後は、これらの取組を継続・充実させるとともに、事業者が排出者責任に基づき、適正処理、発生抑制、再使用、再生利用、サプライチェーン全体での廃棄物削減に主体的に取り組めるよう支援します。

区は、分かりやすい情報提供、指導・助言、優良事例の共有、インセンティブの活用などにより、事業者の自主的な取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」を進めます。

基本方針３
「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区は、収集業務の効率化、民間委託の活用、収集ルートの見直しなどにより、安定的で効率的な清掃事業の運営に取り組んできました。また、繁華街における早朝収集や、高齢者世帯等への戸別訪問収集など、地域特性や区民の生活状況に応じた収集サービスの向上を図ってきました。

一方で、高齢化の進行、集合住宅の増加、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。さらに、大規模災害の発生時には、通常の生活ごみに加え、多量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、平常時から迅速かつ適切に対応できる体制を整えておく必要があります。

区は、効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制を確保するとともに、危険物の適正排出に関する周知、地域特性に応じた収集サービスの充実、災害廃棄物処理体制の整備を進めます。あわせて、資源化の徹底により処理量を削減し、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立を図ります。

これらの取組を通じて、区は、平常時・災害時の双方において、安全で安心な区民生活を支え続ける廃棄物処理体制を確保します。

2　資源・ごみの現状と課題

（1）　区のこれまでの取組

区では、これまで環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざして、区民・事業者・区が連携しながら、ごみの減量と資源化に取り組んできました。前期計画では、３Ｒの推進、事業系ごみの発生抑制、安全・安心な廃棄物処理体制の確保を基本方針として掲げ、事業系ごみの削減、プラスチックの資源循環、食品ロスの削減、資源回収の拡大など、日々の暮らしや事業活動に関わる取組を進めています。

これらの取組により、区民一人ひとりの分別意識の向上や、資源回収の仕組みの充実、事業者によるごみ減量の取組などが進んできました。一方で、可燃ごみの中にはまだ資源として活用できるものが含まれていること、事業活動の活発化に伴い事業系ごみが増加する可能性があること、食品ロスやプラスチックごみへの対応が引き続き必要であることなど、今後も取り組むべき課題があります。

本節では、計画に基づくこれまでの主な取組を振り返り、今後のごみ減量・資源循環をさらに進めるために必要な視点を整理します。

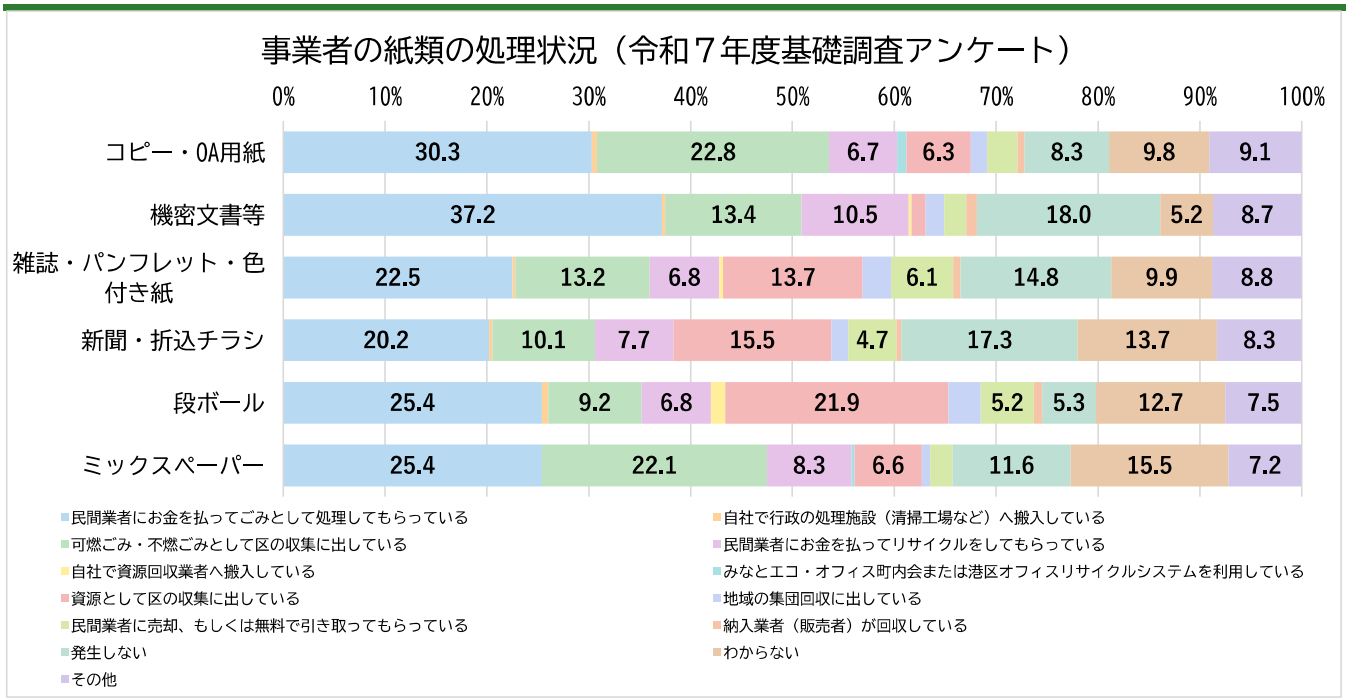
８つの重点施策	
番号	施策
①	事業系ごみの発生抑制
②	プラスチックの使用抑制と資源循環
③	食品ロスの削減
④	資源回収の拡大
⑤	持続可能な集団回収制度の構築
⑥	安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
⑦	災害等への対応力の向上
⑧	効果的な普及・啓発と環境学習の充実

① 事業系ごみの発生抑制

港区では、オフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設などが多く集積しているため、区内で発生するごみのうち、事業活動に伴って出されるごみが大きな割合を占めています。事業系ごみは、事業者自らが責任を持って減量・分別・適正処理を行うことが基本です。区では、これまで大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、分別方法を知らせるリーフレットの配布などにより、事業者によるごみの減量と資源化を促してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期は事業活動が縮小し、清掃工場へ持ち込まれる事業系ごみ（持込ごみ）の量は減少しましたが、近年は人流の回復や街のにぎわいの戻りに伴い、再び増加する傾向がみられます。また、基礎調査では、事業者から出される可燃ごみの中に紙類が多く含まれていることが確認されており、紙類をはじめとする資源化可能なものを、できるだけごみにせず資源として活用していく必要があります。

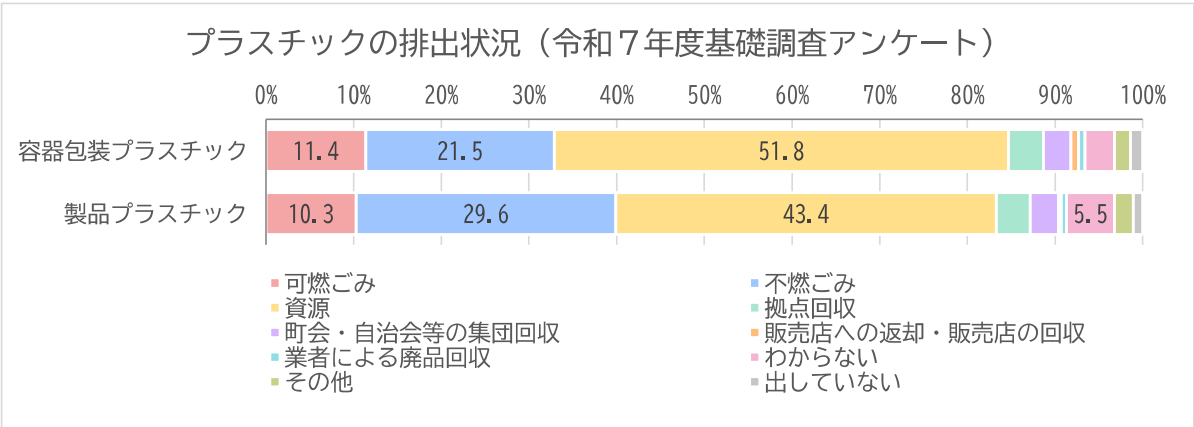
今後は、事業者への分かりやすい情報提供や指導を継続するとともに、紙類や食品廃棄物、プラスチック類などの分別・資源化や、飲食店や宿泊施設、小規模事業者にも取り組みやすい方法を示し、優良な取組事例の共有などを通じて、事業者が自主的にごみの発生抑制に取り組める環境づくりを進める必要があります。



② プラスチックの使用抑制と資源循環

港区では、平成 20（2008）年 10 月から、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックを含むプラスチック全般を資源として回収し、リサイクルを進めてきました。プラスチックは、私たちの暮らしの中で身近に使われている一方で、使い捨てによるごみの増加や、焼却時の温室効果ガスの排出、海洋プラスチックごみ問題などにつながることから、できるだけ使う量を減らし、使ったものは適切に分別して資源として循環させることが必要です。

基礎調査では、ペットボトルを資源として出している区民の割合は高い一方で、容器包装プラスチックや製品プラスチックについては、資源として出している区民の割合が半数程度にとどまっています。そのため、プラスチックの分別方法や出し方について、より分かりやすく周知していく必要があります。また、レジ袋の有料化などをきっかけに、マイバッグを持参する、プラスチック製のストローやカトラリーをもらわないといった行動は広がりつつあります。今後は、こうした日常的な取組をさらに定着させるとともに、区民・事業者・区が連携して、使い捨てプラスチックの使用抑制とプラスチック資源の循環利用を進める必要があります。



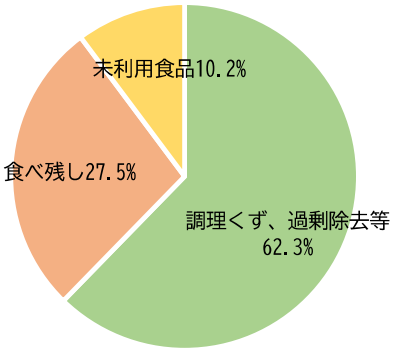
③　食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。区では、家庭から出る食品ロスを減らすため、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出し、段ボールコンポスト講座の実施などを通じて、生ごみの減量や食品を無駄にしない暮らし方を広く紹介してきました。また、家庭で使い切れない未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブにも取り組んでいます。

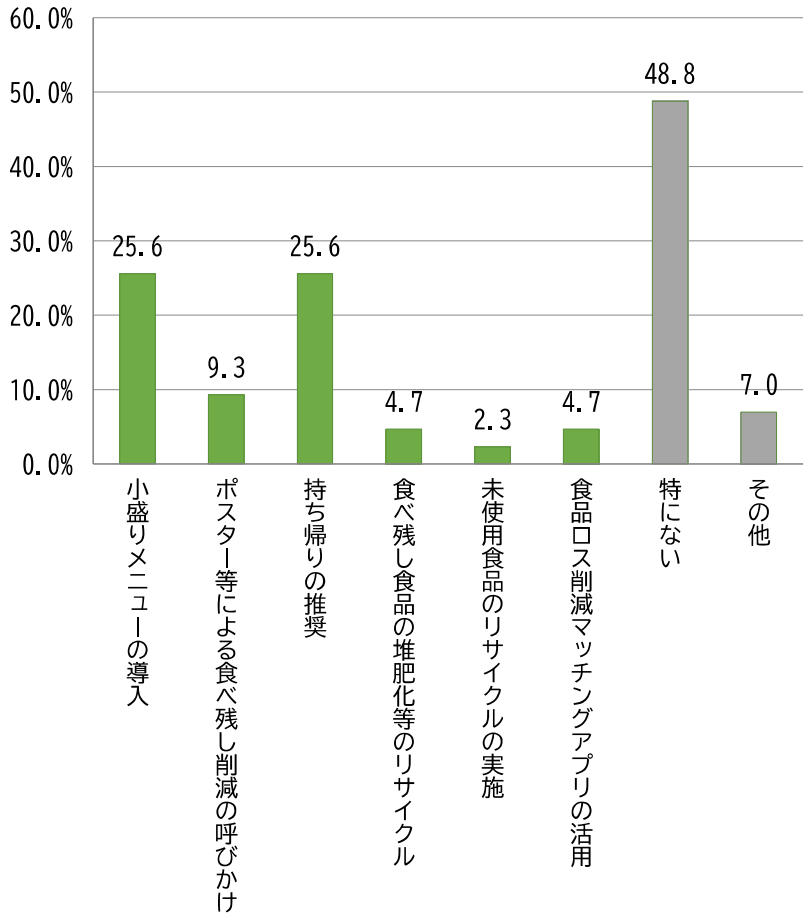
基礎調査では、未利用食品を捨てたことがある人の割合は減少しており、食品ロス削減への意識は少しずつ高まっていると考えられます。一方で、排出実態調査では、可燃ごみの中に、未利用食品が一定程度含まれていることが確認されています。食品ロスを減らすためには、買い物の前に冷蔵庫の中を確認する、必要な分だけ購入する、食材を使い切る、料理を食べ切るなど、日常生活の中で無理なく続けられる取組を広げていくことが大切です。

飲食店や宿泊施設などの事業者においても、食べ残しや調理過程で発生する食品廃棄物を減らすことが重要です。区では、食べきり協力店の登録や表彰などを通じて、外食時の食べ残しを減らす取組を進めてきました。今後は、家庭と事業者の双方で食品ロス削減の取組を進めるため、分かりやすい情報発信や優良事例の紹介、フードドライブの活用促進などを通じて、食品を大切に使い切る行動をさらに広げる必要があります。

可燃ごみ中の生ごみの分類
（令和７年度排出実態調査）



食品廃棄物削減のために実施している取組
（飲食店・宿泊施設）
（令和７年度基礎調査アンケート）

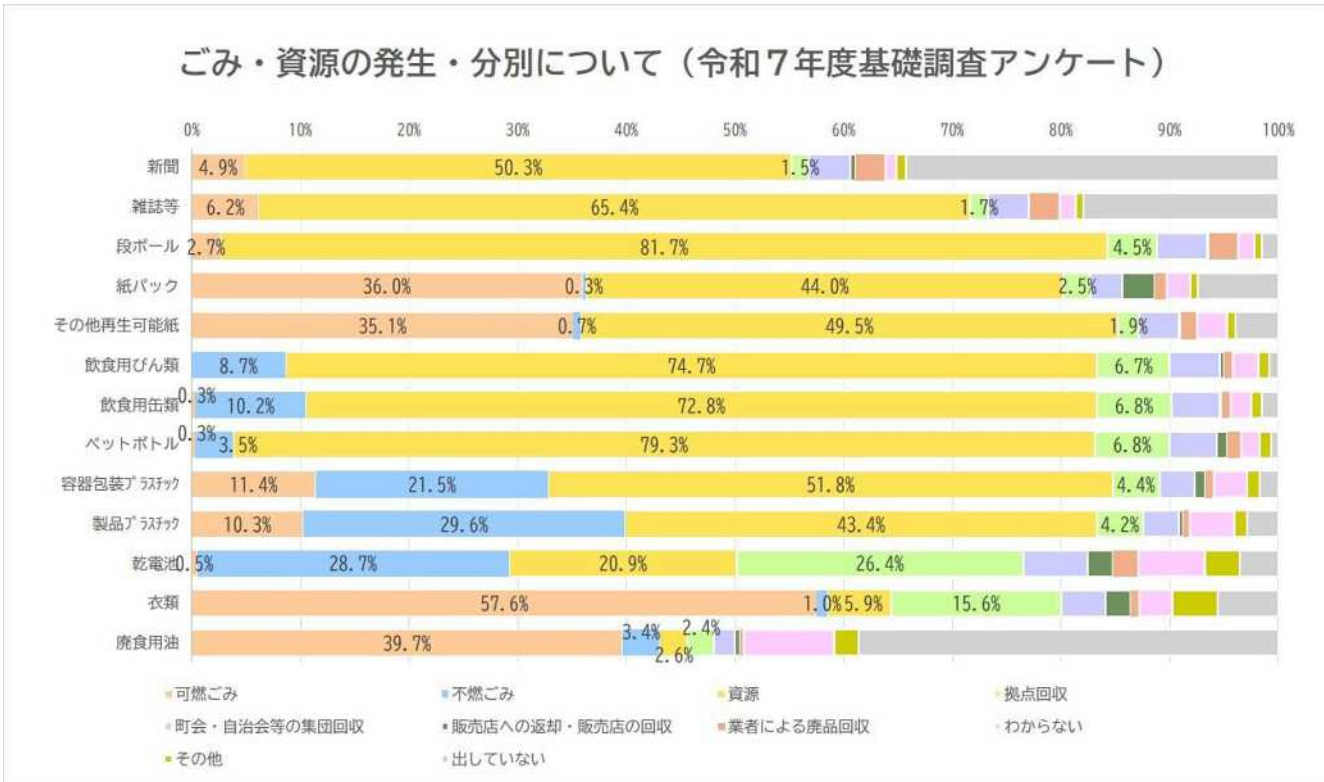


④　資源回収の拡大

区では、家庭から出る資源をできるだけごみにせず、再び資源として活用するため、様々な資源回収に取り組んでいます。集積所では、資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収」、区のイベント等で廃食用油等を集める「イベント回収」、不燃ごみや粗大ごみの中から金属類などを取り出す「ピックアップ回収」も行っています。これらの取組により、区民が身近な場所で資源を出しやすい仕組みづくりを進めてきました。

区の資源化率は、23 区の中でも高い水準にありますが、計画の策定当初から資源化率に大きな変化はみられません。また、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」や「その他再生可能紙」が可燃ごみとして出されている状況が確認されており、まだ資源として活用できるものがごみに混ざっていることが分かります。資源回収をさらに広げていくためには、区民一人ひとりが分別方法を理解し、資源として出せるものを正しく分けて出すことが大切です。

今後は、資源の出し方をより分かりやすく周知するとともに、拠点回収やイベント回収など、区民が利用しやすい回収方法の充実を図る必要があります。あわせて、紙類、古着、小型家電、廃食用油など、資源化できる品目について情報発信を強化し、家庭から出るごみの中に資源が混ざらないよう、分別の徹底を進める必要があります。

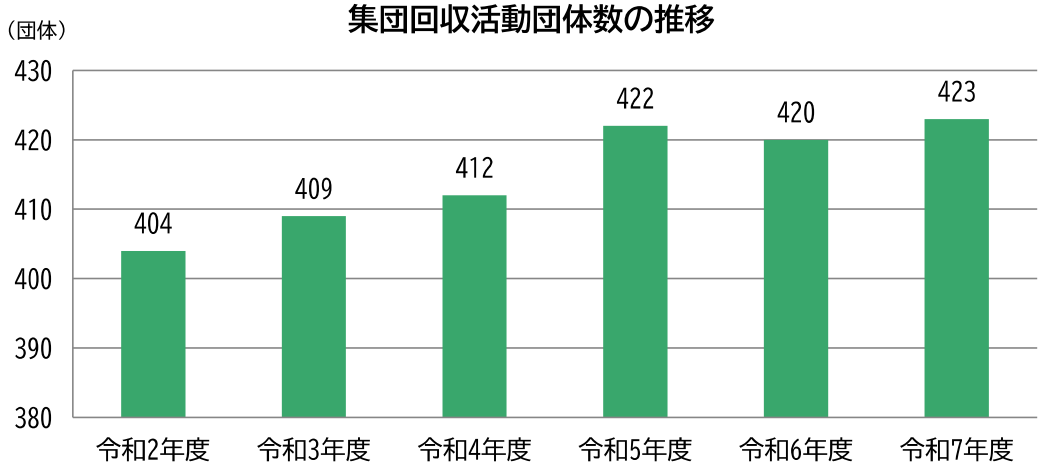


⑤　持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などの地域団体が、回収日や回収場所、回収品目を決め、家庭から出される古紙、びん、缶、布類などの資源をまとめて回収業者に引き渡す取組です。地域の皆さんが協力して資源を集めることで、ごみの減量や資源化につながるだけでなく、地域の環境美化やコミュニティづくりにも役立っています。区では、集団回収を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金の交付や、空き缶プレス機の貸出しなどの支援を行ってきました。

近年、集団回収に取り組む団体数は増加傾向にある一方で、新聞・雑誌などの紙類の減少などにより、集団回収による資源回収量は減少傾向にあります。集団回収を将来にわたって続けていくためには、地域団体の負担をできるだけ軽くし、マンションなど多様な住まい方にも対応しながら、参加しやすい仕組みにしていくことが必要です。

今後は、集団回収制度の周知を進めるとともに、活動団体への支援内容や手続の分かりやすさを高め、既に活動している団体が継続しやすく、新たな団体も参加しやすい環境づくりを進める必要があります。また、地域の実情に応じた回収方法の工夫や、資源回収の意義を分かりやすく伝える情報発信を通じて、区民の自主的な資源回収活動を支える体制を整える必要があります。

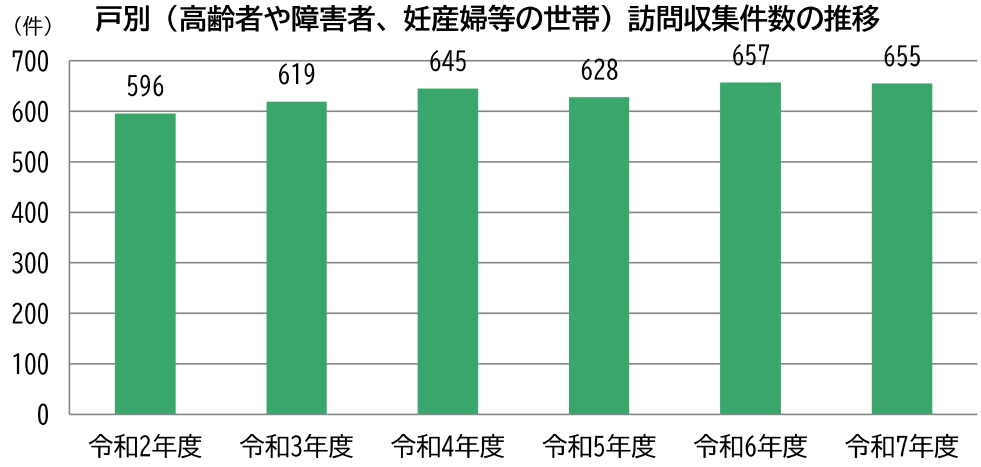


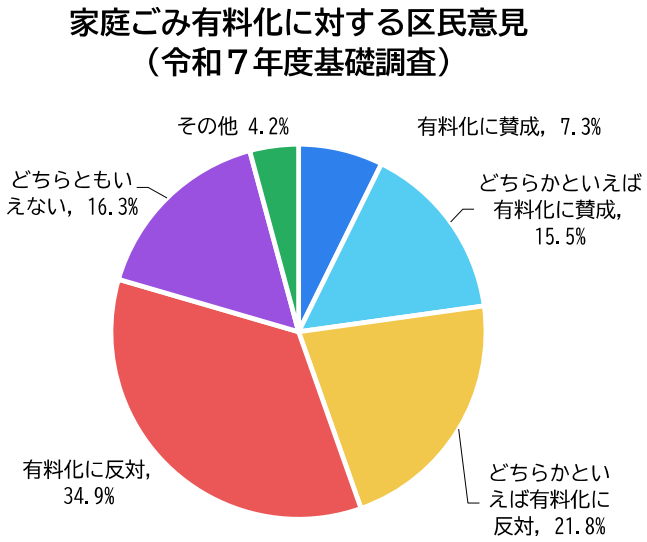
⑥　安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

区では、区民が安心してごみや資源を出すことができるよう、地域の特性や生活状況に応じた収集サービスを行ってきました。新橋や六本木などの繁華街では、まちの美観や安全を保つために早朝収集を実施しています。また、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯に対しては、戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集を行い、ごみ出しが困難な方を支援しています。さらに、集積所での分別や排出方法に関する相談、集積所周辺のトラブルへの対応など、ふれあい指導を通じて、地域に寄り添った清掃事業を進めてきました。

一方で、清掃事業を取り巻く状況は変化しています。高齢化の進行に伴い、ごみ出しに支援を必要とする世帯の増加が見込まれるほか、集合住宅の増加や集積所の戸別化により、地域ごとに収集方法や集積所管理の課題が異なっています。また、リチウムイオン電池などの小型充電式電池がごみや資源に混入することで、収集車両や処理施設で火災が発生するおそれがあります。安全で安定した収集を続けるためには、危険物の正しい出し方の周知や、地域の実情に応じた収集体制の見直しが必要です。

家庭ごみの有料化については、基礎調査で反対またはどちらかといえば反対とする意見が多く、不法投棄の増加などを心配する声もあります。そのため、導入の是非については、区民の意見や周辺自治体の動向、減量効果、負担の公平性、不適正排出への対応などを踏まえ、慎重に検討していきます。今後も、区民にとって分かりやすく利用しやすい収集サービスを維持しながら、安全・安心で持続可能な清掃事業の運営を進めます。



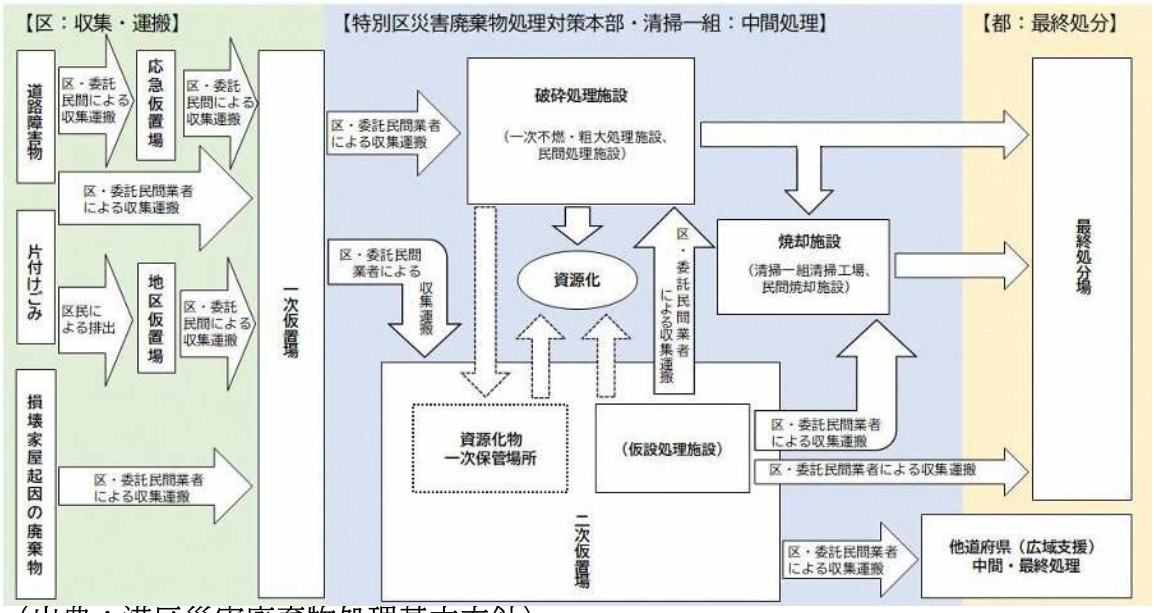


⑦　災害等への対応力の向上

大規模な地震や風水害が発生すると、壊れた家具、家電、建物の一部、片付けごみなど、通常の生活ごみとは異なる多量の災害廃棄物が発生します。これらを速やかに片付け、適切に分別・処理することは、生活環境を守り、まちの復旧・復興を進めるうえで大切です。港区では、災害時にもできるだけ円滑にごみ処理を行えるよう、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保、収集・運搬、処理の流れ、関係機関との連携などを整理しています。

災害時には、限られた人員や道路状況の中で収集・処理を行う必要があるため、平常時とは異なる分別や排出方法になる場合があります。そのため、区民が災害時のごみの出し方や仮置場の考え方をあらかじめ理解しておくことが重要です。また、家庭では、家具の転倒防止や不要品の整理などにより、災害時に発生する片付けごみをできるだけ少なくする備えも大切です。今後は、災害廃棄物処理基本方針に基づき、関係機関や民間事業者との連携を強化するとともに、区民への分かりやすい情報提供や訓練等を通じて、災害時にも安全で衛生的な生活環境を確保できる体制づくりを進めていきます。

【災害廃棄物処理の流れ】

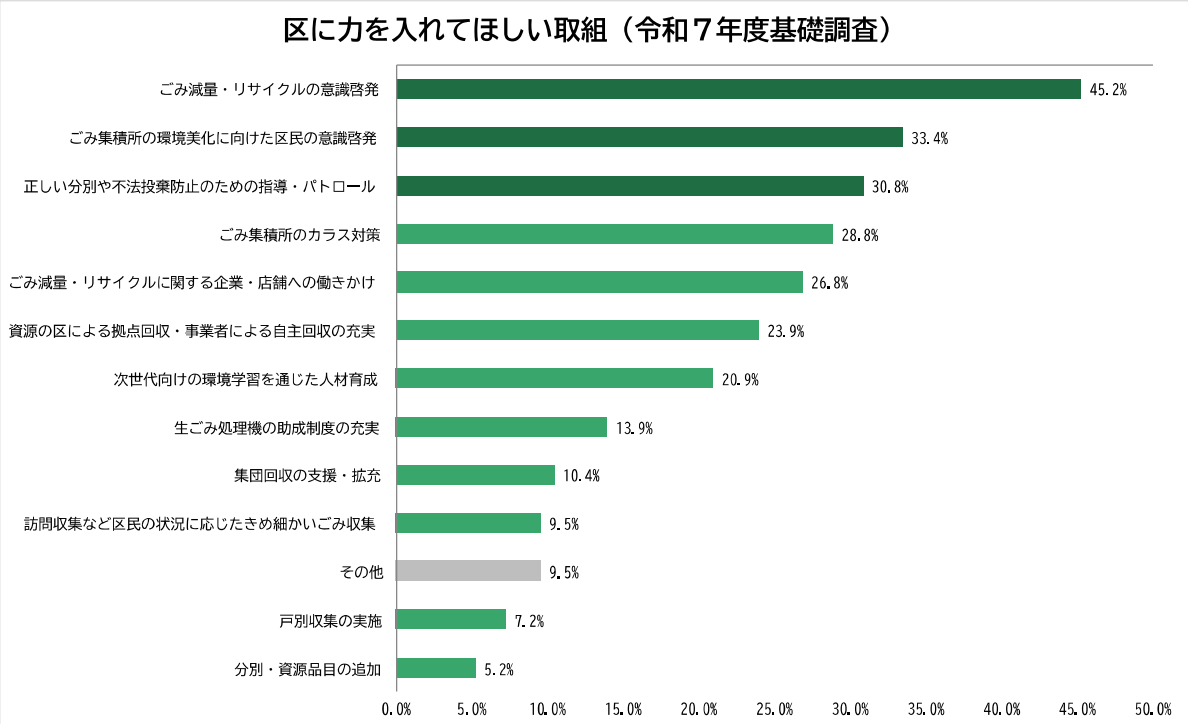


（出典：港区災害廃棄物処理基本方針）

⑧　効果的な普及･啓発と環境学習の充実

ごみの減量や資源の分別を進めるためには、区民一人ひとりが、ごみや資源の出し方を正しく理解し、日々の暮らしの中で無理なく実践できることが大切です。基礎調査では、区に力を入れてほしいこととして「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」が最も多く、次いで「集積所の環境美化に向けた意識啓発」が多くなっており、分かりやすい情報発信や意識啓発への期待が高いことがうかがえます。一方で、区の取組について「利用したことがない、知らない」とする回答も一定程度あり、必要な情報が十分に届いていない面もあります。

今後は、広報紙や区ホームページ、ＳＮＳ、動画、イベントなど、さまざまな手段を組み合わせながら、年代や生活スタイルに応じて分かりやすく情報を届けていきます。また、子どもから大人までが、ごみの減量、分別、リサイクル、食品ロス削減、プラスチックの使用抑制などについて学び、行動につなげられるよう、学校や地域、事業者と連携した環境学習を充実させます。あわせて、集積所の使い方や資源の出し方、地域で取り組まれている優良事例などを紹介し、区民・事業者・区が協力して、清潔で資源が循環するまちづくりを進めます。



（２） 取組の達成状況

区のごみ減量・資源化の進捗を確認するために、区は前期計画で以下のとおり数値目標を定めました。総排出量、資源化率、食品ロス、プラスチック、温室効果ガス排出量などを用いて、取組の達成状況を確認します。

資源・ごみの排出実態に関する指標			
No.	指標	単位	内容
1	総排出量	t/年、g/人・日	区内で発生する資源・ごみの総量
2	区収集可燃ごみ量	t/年、g/人・日	区が収集する可燃ごみの量
3	可燃ごみへの資源混入割合	%	可燃ごみに混入する資源の割合
4	食品ロス発生量	t/年、g/人・日	家庭から出る食品ロスの発生量
5	プラスチック排出量	t/年、g/人・日	家庭から出るプラスチック量
6	資源化率	%	資源・ごみのうち再資源化された割合
7	資源回収量	t/年、g/人・日	行政回収等で集めた資源の量
8	集団回収による資源回収量	t/年	地域団体が自主回収する資源量
9	資源とごみの分別意識	%	区民の分別意識
10	持込ごみ量	t/年	事業者等が清掃工場へ持ち込むごみ量
11	再利用計画書上の再利用率	紙類・厨芥類%	大規模事業者の再利用状況
12	温室効果ガスの排出量	t-CO_2/年	可燃ごみ・プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量

■ ①　総排出量削減

総排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動や人流が一時的に縮小した時期には減少しましたが、その後は社会経済活動の回復や来街者の増加に伴い、再び増加する傾向がみられます。年間量でみると、令和７年度実績は前期計画の中間年度目標値を下回っており、現時点では目標の水準をおおむね達成していると評価できます。

一人１日当たりの量についても、令和７年度実績は計画中間年度目標値を達成しており、区民一人当たりのごみの排出抑制は一定程度進んでいると考えられます。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【総排出量】 153,689t/年 【原単位】 1,560.2g/人・日	【総排出量】 164,500t/年 【原単位】 1,583g/人・日 目標を達成

■ ②　区収集可燃ごみ量削減

区収集可燃ごみ量は、令和７年度実績が年間 47,583t、一人１日当たり 483.1g であり、計画中間年度目標の年間 41,300t、一人１日当たり 397g まで減量できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【排出量】 47,583t/年 【原単位】 483.1g/人・日	【排出量】 41,300t/年 【原単位】 397g/人・日 更に削減が必要

■ ③　可燃ごみへの資源混入割合の削減

可燃ごみへの資源混入割合は、令和７年度実績が 32.8%となっており、計画中間年度目標の 24%を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
32.8%	24% 更に削減が必要

■ ④　食品ロス発生量削減

家庭での食品ロス発生量は、令和７年度実績が年間 4,758t、一人１日当たり 48.3g であり、計画中間年度目標の年間 3,800t、一人１日当たり 37.0g を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【発生量】 4,758t/年 【原単位】 48.3g/人・日	【発生量】 3,800t/年 【原単位】 37.0g/人・日 更に削減が必要

■ ⑤　プラスチック排出量削減

プラスチック排出量は、令和７年度実績が年間 12,894t、一人１日当たり 130.9g であり、計画中間年度目標の年間 12,100t、一人１日当たり 116g を達成できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【排出量】 12,894t/年 【原単位】 130.9g/人・日	【排出量】 12,100t/年 【原単位】 116g/人・日 更に削減が必要

■ ⑥　資源化率向上

資源化率は、令和７年度実績が 28.4%であり、計画中間年度目標の 40%には届いていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
28.4%	40% 更に向上が必要

■ ⑦　資源回収量向上

資源回収量は、令和７年度実績が年間 20,234t、一人１日当たり 205.4g であり、計画中間年度目標の年間 30,100t、一人１日当たり 289g を下回っています。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【回収量】 20,234t/年 【原単位】 205.4g/人・日	【回収量】 30,100t/年 【原単位】 289g/人・日 更に向上が必要

■ ⑧　集団回収による資源回収量向上

集団回収による資源回収量は、令和７年度実績が 4,607t であり、計画中間年度目標の年間 6,800t を下回っています。

令和７年度実績	計画中間年度目標
4,607t/年	6,800t/年 更なる推進が必要

■ ⑨　ごみと資源の分別意識向上

ごみと資源の分別意識は、令和８年度に区が実施した意識調査では区民の 77%が「きちんと分別している」という回答であり、区民の分別意識は向上しています。

令和８年度実績	計画中間年度目標
77%	65% 目標を達成

■ ⑩　持込ごみ量削減

区内で排出されるごみの大きな割合を占める持込ごみ量は、令和７年度実績は年間 82,586t であり、計画中間年度目標の 90,100t よりも削減できています。

一方で、持込ごみ量は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少後、事業活動の回復に伴い増加傾向にあることから、抑制に向けた更なる取組が必要です。

令和７年度実績	計画中間年度目標
82,586t/年	90,100t/年 目標を達成

■ ⑪　再利用計画書上の再利用率向上

再利用計画書上の再利用率については、令和７年度実績は、紙類再利用率が 52.2%、厨芥類再利用率が 18.6%であり、いずれも計画中間年度目標には届いていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
【紙類再利用率】 52.2% 【厨芥類再利用率】 18.6%	【紙類再利用率】 66% 【厨芥類再利用率】 20% 更に向上が必要

■ ⑫　温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量については、令和７年度実績は 21,988t-CO_2であり、計画中間年度目標の 18,300t-CO_2まで削減できていません。

令和７年度実績	計画中間年度目標
21,988t-CO_2/年	18,300t-CO_2/年 更に削減が必要

（３）　区が収集した資源・ごみの処理の流れ

回収品目	収集・運搬	中間処理①	中間処理①後の廃棄物種別	中間処理②	最終処分先
可燃ごみ	区・（一社）東京環境保全協会会員各社	港清掃工場	焼却灰		再生利用（セメント原料等）
管路ごみ（台場）	都・臨海副都心ごみ管路収集輸送システム	有明清掃工場	焼却灰		中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
不燃ごみ	（一社）東京環境保全協会会員各社	芝浦清掃作業所（選別）	廃コード、携帯電話	【委託】社会福祉法人エールみなと（電線剥離・携帯電話分解）等	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			おもちゃ	【委託】社会福祉法人エールみなと（電線剥離・携帯電話分解）等	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			スプレー缶、ライター	芝浦清掃事業所（破砕）	再生利用（銅・鉄等の金属類）
			デジカメ等拠点回収対象品、小型家電、調理器具等の金属類		再生利用（銅・鉄等の金属類）
			充電式電池		再生利用（レアメタル等）
			蛍光灯・乾電池等の水銀含有物		再生利用（水銀・ガラス・金属類）
			陶磁器・ガラス類		再生利用（人口砂、土木資材原料）
			その他	京浜不燃ごみ処理センター	中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
粗大ごみ	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	新堀粗大ごみ中継所（選別）	使用済み小型家電、自転車等の金属類		再生利用（銅・鉄等の金属類）
			家具等の木製品	【委託】解体及び釘やガラス等の除去	再生利用（パーティクルボード）
			羽毛ふとん		再生利用（リユース羽毛等）
			その他	粗大ごみ破砕処理施設【破砕、鉄を回収】	再生利用（セメント原料等）
				清掃工場で焼却	中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場
資源プラスチック	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	港資源化センター（選別）	容器包装プラスチック	【引渡し】（公財）日本容器包装リサイクル協会	再生利用（プラスチック原料等）
			製品プラスチック・区市町村負担分の容器包装プラスチック		再生利用（アンモニア、ドライアイス等）
びん	港区リサイクル事業協同組合		リターナブルびん（生きびん）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再使用
			無色びん（カレット）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（ガラス原料）
			茶色びん（カレット）	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（ガラス原料）
			その他色びん	【引渡し】（公財）日本容器包装リサイクル協会	再生利用（ガラス原料）
缶	港区リサイクル事業協同組合		スチール缶	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（鉄）
			アルミ缶	【売却】港区リサイクル事業協同組合	再生利用（アルミ）
ペットボトル	東京都環境衛生事業協同組合港区支部		ペットボトル		再生利用（ペットボトル）
古紙	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	【売却】港区リサイクル事業協同組合古紙ヤード	古紙（新聞・雑誌・段ボール・その他再生可能紙）		再生利用（紙パルプ）
古着	東京都環境衛生事業協同組合港区支部		古着（古着・使用済みの靴やカバン）		再使用、再生利用（繊維等）
使用済み小型家電（９品目）	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	みなとリサイクル清掃事務所	使用済み小型家電（携帯電話機・デジタルカメラ・ゲーム機等）		再生利用（銅・鉄等の金属類）
ペットボトルキャップ	東京都環境衛生事業協同組合港区支部				認定ＮＰＯ法人を通じたワクチン寄付
廃食用油	東京都環境衛生事業協同組合港区支部	みなとリサイクル清掃事務所	廃食用油		再生利用（再生油脂）
未利用食品	【受付窓口】みなとリサイクル清掃事務所、各総合支所等				フードバンク等（未利用食品）

（４）　清掃リサイクル事業に関わるコスト

清掃リサイクル事業に関わるコストは、ごみや資源の収集・運搬、資源化、施設の維持管理、事業運営などに必要となる経費です。令和５年度から令和７年度までの清掃事業コストを見ると、合計額はおおむね 50 億円から 60 億円台で推移しており、令和７年度は約 63.5 億円と、この期間で最も高くなっています。特に、事業経費は令和７年度に約 46.3 億円となっており、全体の増加に大きく影響しています。

一方、清掃事業に関する収入は、使用料等、国庫（都）支出金、その他収入で構成されており、令和７年度の収入合計は約 6.2 億円となっています。ただし、清掃事業コスト全体に対して収入が占める割合は大きくなく、事業の多くは一般財源により支えられている状況です。

今後は、ごみの発生抑制や資源分別の徹底により、収集・運搬や処理にかかる負担を抑えるとともに、資源回収方法の効率化、施設・車両の計画的な維持管理、民間活力の活用などにより、清掃サービスの質を維持しながら、持続可能な事業運営を進める必要があります。区民一人ひとりがごみを減らし、資源を正しく分別することは、環境負荷の低減だけでなく、清掃リサイクル事業のコスト抑制にもつながります。

清掃事業コスト　　単位：千円

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人件費	1,027,710	1,000,898	1,013,720
退職手当引当金繰入等	57,857	62,978	58,172
事業経費	3,460,529	4,107,841	4,634,359
維持管理費	439,491	520,190	506,084
減価償却費	130,254	130,684	139,665
合計	5,115,841	5,822,591	6,352,000

清掃事業に関する収入　　単位：千円

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
使用料等	424,459	423,364	412,026
国庫（都）支出金	1,532	2,207	1,977
その他収入	194,789	244,531	206,288
合計	620,780	670,102	620,291

（出典：港区財政レポート）

（５） 分別区分

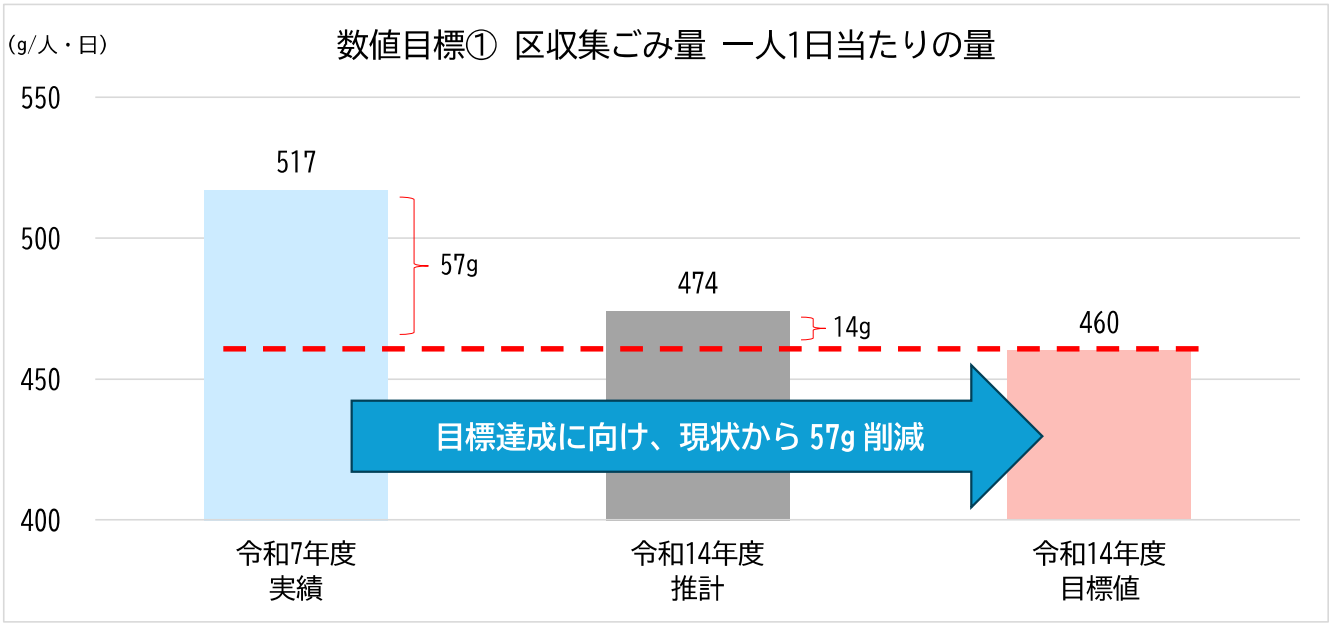
港区の分別区分は下記に示すとおりです。ごみと資源を正しく分別することは、焼却量の削減、資源化率の向上、清掃事業コストの抑制につながります。

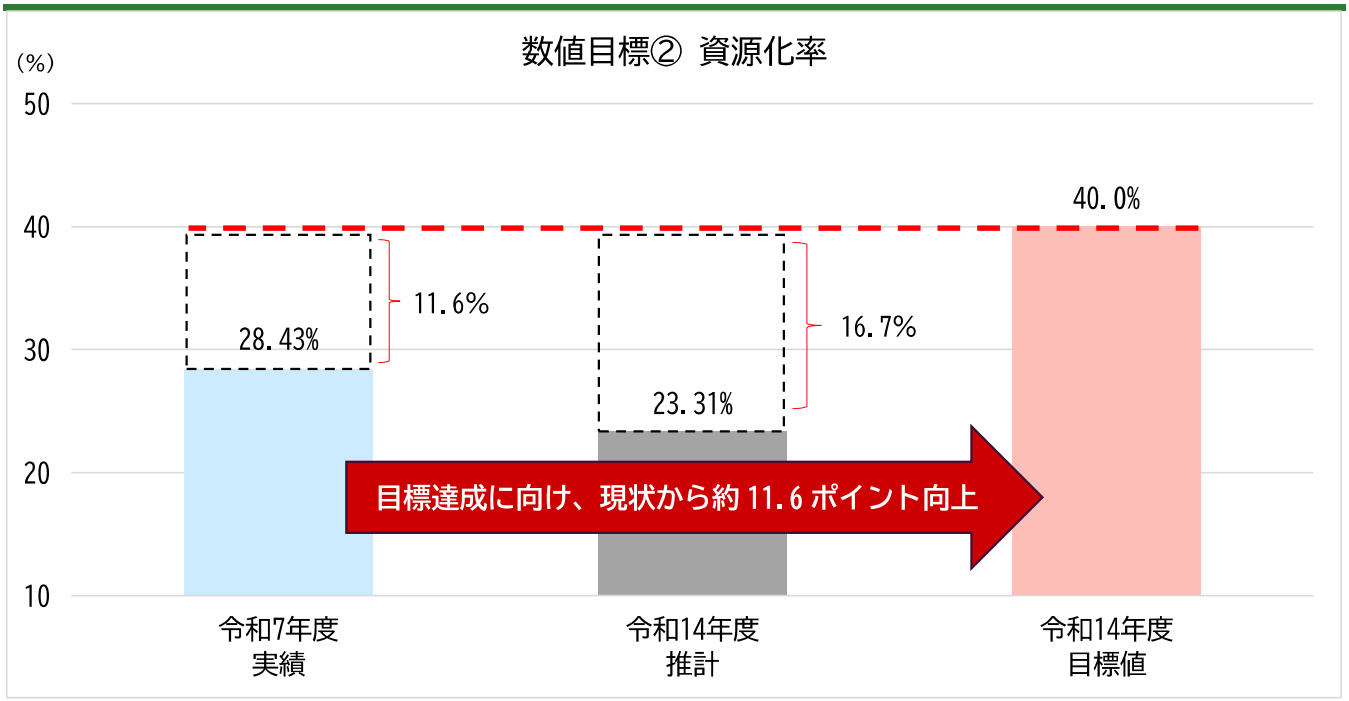
種類		分別区分	排出者	収集主体	収集頻度
家庭ごみ	区収集ごみ	可燃ごみ（燃やすごみ）	区民	区	２回／週
		不燃ごみ（燃やさないごみ）			２回／月
		粗大ごみ			申込制
資源	集団回収	古紙	区民	町会・自治会等の実践団体	団体ごとに異なる
		布類	区民		
		金属類			
		びん類			
		その他			
	集積所回収	資源プラスチック		区	１回／週
		古紙			
		びん、缶			
		ペットボトル			
	拠点回収	使用済み小型家電製品			随時
		ペットボトルキャップ			
		古着			
		廃食用油			
		使用済み蛍光灯			
		使用済み乾電池			
		陶磁器			
		ガラス類			
		おもちゃ			
	イベント回収	使用済み小型家電製品			イベント開催時
		廃食用油			
		羽毛布団			
		園芸土			
	ピックアップ回収	充電式電池			収集した不燃ごみ・粗大ごみから資源化可能なものをピックアップ
		金属製品等			
		コード類			
		使用済み蛍光灯			
		使用済み小型家電製品			
		陶磁器			
		ガラス類			
		おもちゃ			
		羽毛布団			
		廃木材			

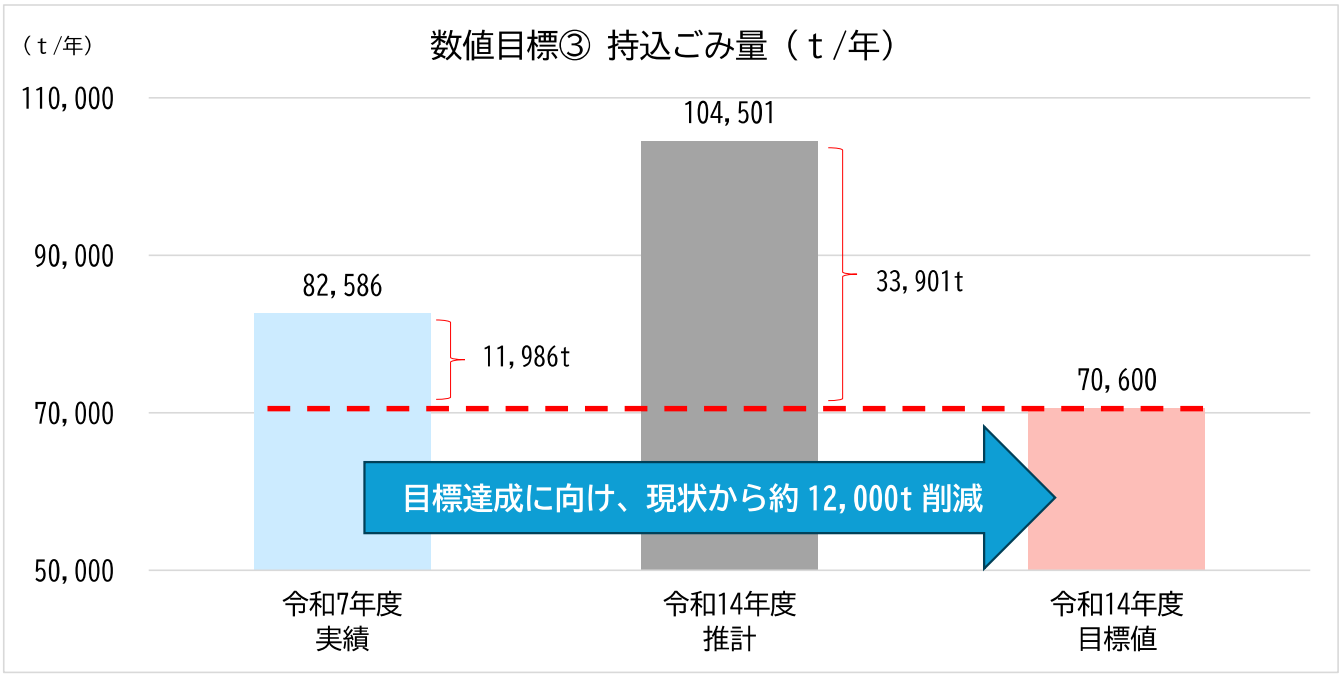
3　計画後期に向けた数値目標

数値目標及び取組指標は、ごみ減量・資源化施策の成果を客観的に把握し、計画の進行管理や施策の改善につなげるために設定するものです。数値目標については、区民・事業者の排出抑制や資源循環の成果を総合的に示す指標として設定し、取組指標については、資源化の促進や食品ロス削減、脱プラスチック及び脱炭素化など各施策の進捗状況を多面的に把握するために設定します。

本計画の数値目標					
No.	指標	単位	令和７年度 実績	令和 14 年度 推計値	令和 14 年度 目標値
1	区収集ごみ量	一人１日当たりの量 （g/人・日）	517	474	**460**
2	資源化率	資源化率（%）	28.4	23.31	**40.0**
3	持込ごみ量	年間量（ｔ/年）	82,586	104,501	**70,600**




数値目標② 資源化率
(%)
50
40
30
20
10
28.43%
11.6%
23.31%
16.7%
40.0%
目標達成に向け、現状から約 11.6 ポイント向上
令和7年度
実績
令和14年度
推計
令和14年度
目標値


数値目標③ 持込ごみ量（t/年）
(t/年)
110,000
90,000
70,000
50,000
82,586
11,986t
104,501
33,901t
70,600
目標達成に向け、現状から約 12,000t 削減
令和7年度
実績
令和14年度
推計
令和14年度
目標値

本計画の取組指標					
No.	指標	単位	令和７年度 実績	令和 14 年度 推計値	令和 14 年度 目標値
1	総排出量	年間量（ｔ/年）	153,689	171,479	**152,800**
2	可燃ごみへの資源混入割合	割合（%）	32.8	35.8	**25.0**
3	食品ロス発生量	一人１日当たりの量 （g/人・日）	48.3	44.6	**43.0**
4	プラスチック排出量	年間量（ｔ/年）	12,894	13,091	**12,100**
5	集団回収による資源回収量	年間量（ｔ/年）	4,607	3,468	**5,000**
6	大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）の再利用計画書上の資源化率	紙類再利用率（%）	52.2	46.7	**60.0**
		厨芥類再利用率（%）	18.6	23.3	**25.0**
7	温室効果ガス排出量	CO_2排出量 （ｔ- CO_2/年）	21,988	23,994	**21,086**